

令和7年2月20日
国土交通省関東地方整備局
道路部

「国道17号北本（5）電線共同溝PFI事業」の 民間事業者を選定しました。

関東地方整備局は、国道17号北本（5）電線共同溝PFI事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定に基づく民間事業者の選定を行いましたので、同法第11条第1項の規定に基づき結果公表しました。

◆民間事業者の選定結果の公表先

※詳細は、別添より関東地方整備局のホームページをご覧ください。

◆事業の概要

- ・事業名：国道17号北本（5）電線共同溝PFI事業
- ・事業方式：サービス購入型、BTO(Build-Transfer-Operate)方式
- ・事業内容：国道17号北本（5）電線共同溝PFI事業の設計、整備、維持管理
- ・事業期間：事業契約締結の日から令和26年3月31日までの期間

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、さいたま市政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 道路部 道路管理課

電話：048-600-1345（代表） メールアドレス：ktr-denkyopfi@gxb.mlit.go.jp

道路管理課長 松澤（まつざわ）（内線：4411）

道路管理課長補佐 鈴木（すずき）（内線：4413）

「国道 17 号北本（5）電線共同溝 P F I 事業」の概要

1. 事業目的

本事業は、電線共同溝の整備により、強風・地震等の災害時における緊急輸送道路の機能確保、並びに「北本都市計画（埼玉県）」に沿った、『地域の特性を生かした良好な景観づくり』の形成に寄与するものである。

無電柱化がもたらす整備効果である、道路の「防災性の向上、通行空間の快適性向上及び良好な景観創出」を早期に実現するため、調査設計から施工及び一定期間の維持管理まで含めた包括的かつ長期間にわたる契約方式を可能とした「電線共同溝型 P F I」を適用する。これにより、「工程の最適化」、「手戻り作業の最小化」、「円滑な事業推進」等による工期短縮の考え方を積極的に取り入れ、民間企業の技術的ノウハウを最大限に引き出し、効率的・効果的な事業推進を図ることを目的とする。

2. 事業内容

国道 17 号北本地区の無電柱化を進めるため電線共同溝の設計、整備、維持管理を実施する。

3. 事業の対象となる電線共同溝の概要

事業名称：国道 17 号北本（5）電線共同溝 P F I 事業

場 所：埼玉県北本市本宿五丁目～埼玉県北本市宮内七丁目

事業延長：約 1.6km（道路延長：0.8km）

4. 事業の概要

PFI 手法（サービス購入型、B T O (Build-Transfer-Operate)方式）による、電線共同溝の調査、設計及び工事並びに維持管理

5. 事業期間

事業契約の締結日から令和 26 年 3 月末までの期間（約 20 年間）

6. 民間事業者の選定方法

本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、総合評価落札方式により選定。

7. 入札のスケジュール

令和6年 8月19日	実施方針の公表
令和6年10月21日	入札公告・入札説明書等の公表・交付
令和7年 2月20日	選定事業者の公表

8. 関東地方整備局 PFI 事業ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/nyuusatu/index00000005.html>

事業対象位置図

